

新R A制度に関するQ & A

【新R A制度の目的とメリット】

Q1. 今回の新R A制度のメリット、目的はどこにあるのか？

A1. 新R A制度では、R Aを研究プロジェクト等に参画させることにより、若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とし、研究を行なう主体として位置付けている。これにより、①学生の研究遂行に裁量性を持たせることができること、②学生の能力・実績等や研究内容等に応じた報酬を決定することができる、③海外から優秀な学生を受け入れる際の有利な条件となりうる、④実態と乖離しがちな従来の業務従事時間管理方式が改善される、などのメリットが考えられる。

【委嘱手続き等について】

Q2. 修士課程の学生をR Aに委嘱することはできないか？

A2. 修士課程学生に適用可能とすることについては、昨年10月の科所長会議において反対意見が多かったこと、研究業務の委嘱がなじまないこと、経費の制約により委嘱が認められないこと、などの理由から当面は認めないこととする。しかし、修士課程の留学生及び優秀な学生の支援については、全学的な重要課題であるため、今後、新R A制度や博士課程支援策を運用していく中で、20年度中に最善の方法を検討していくこととしたい。

Q3. 他大学の学生にR Aを委嘱することはできないか？

A3. 他大学の学生にR Aを委嘱することはできない。

本学のR A制度は、あくまでも本学の博士課程学生への経済的援助制度であり、実施要領等もそれを前提としている。

Q4. 実施要領第6条にある「公募その他の方法により周知」の具体的な態様について説明してほしい。

A4. 経費の性格やその規模によって、G-COE拠点のように部局間をまたがる大規模なものから教室単位の小規模なものまでを想定している。その経費の性格や規模により、募集の周知が適切な範囲であるかを各部局等（各部局又は外部資金を基礎とする拠点等をいう。以下同じ。）において評価委員会等を設置し、判断いただきたい。

Q5. 実施要領第6条の評価委員会等の定義、評価方法（特に小規模な場合）を明確にしてほしい。

A5. 各部局等において評価委員会等を設置し、評価することを想定している。各部局等の中には、科研費の申請単位や教室単位などの小規模な運用単位もあるため、必ずしも評価委員会を設置することを求めているものではない。例えば、公募方法や単価決定等について、部局の教授会等の報告事項とするなどにより、委嘱内容等が恣意的にならないような仕組みを整備し、委嘱手続きに透明性を確保していただければ結構である。なお、公募方法や評価委員会の定義等については、様々な状況に対応できるよう運用側の裁量に委ねることとし、評価方法についても、複数年を見越した研究の評価や無形の成果も可能とし、定型的な報告や論文発表などの一律的な評価にこだわらない、など柔軟に対応していただきたい。

【その他】

- Q6. 月額単価を1万円から20万円の幅を持たせることは、非常に使い勝手がよい反面、運用の透明性が求められるが、対外的に説明できる基準をどのように設けるのか？また、月額単価の設定根拠は何か？
- A6. 各部局等の評価委員会等においては、学生が提出した研究業務計画書の審査、採択可否の決定、提案された研究業務についての妥当な単価決定の仕組みを設けていただきたい。その際の単価基準については、各部局等によって、研究内容や研究業務の性質が違うこと、計上しているRA経費の額、人数、期間も様々なことから、各部局等の評価委員会等で一定の基準を設定し、少なくとも年度内においては一貫した基準を保つことが望ましい。また、単価については多様な金額設定をすると後で説明が難しくなることがありうるので、3段階から多くても5段階程度に設定するのが望ましい。なお、月額単価の設定根拠については、常勤の教員の最低号俸（教育職俸給表（一）2級1号俸が204,600円、特任教員等俸給表（※20.4.1規則改正後の俸給表名）1号俸が200,000円）、学振特別研究員DCの研究奨励金が20万円であることを考慮し、RA月額単価の上限とした。
- Q7. 委嘱期間、月額単価、RA経費の財源を変更する場合は、どのような手続きをとればよいか？
- A7. RAの委嘱については、月額単価の設定ということもあり、予算の範囲内で計画的に委嘱すべきものであるため財源の問題による変更は基本的にないものと考えている。よって、学生からの委嘱期間の変更（委嘱の中止を含む。）について申し出があった場合は、変更届（各部局等で適宜作成）を提出させ、評価委員会等の審査を経て、委嘱期間の変更通知書を本人へ交付することとなる。月額単価の変更についても、学生の研究業務の進捗等から判断し、評価委員会等での審査を経た上で、変更されることとなり、月額単価の変更通知書を交付することとなる。
- RA経費の財源を変更する場合については、RAの委嘱が特定の研究プロジェクト等の目的遂行に合致した研究業務に対しての報酬という性質から、財源が変われば、必然的に新しい研究プロジェクトの目的に合致した研究業務を委嘱することになるので、あらためて適正な範囲において公募等の手続きにより研究計画を公募し、RAを選定する必要がある。（※月の途中での委嘱を開始、終了、中止すること及び月額単価を月の途中での変更することはできない。やむを得ず月の途中で委嘱を中止等する場合であっても日割支給は行なわない。）
- Q8. RAに委嘱した学生が休学した場合やRAの研究業務に対する進捗状況や態様に問題がある場合はどのように対応すればよいか？
- A8. RAの委嘱を中止することについては、各部局等の評価委員会等において、個々のケースに応じ、引き続き研究遂行が可能かどうか判断した上で行うこととなる。休学者の場合には、RAがその委嘱対象者を博士課程在学の学生とし、当該学生が通常のカリキュラムに則り教育や研究活動を行うことを前提の上でRAを委嘱することを想定していることから、休学以降はRAを中止せざるを得なく、中止通知書を本人へ交付することとなる。
- また、RAの研究業務に対する進捗状況や態様に問題がある場合も、評価委員会等で審査の上、遂行できないと判断した場合は中止通知書を本人へ交付することとなる。

Q9. R Aを委嘱している学生に他の経費によるR Aを委嘱することは可能か？

A9. 各部局等において、委嘱する研究内容が重複していないこと、委嘱されたR Aの研究業務が適切に遂行できるかどうか、複数の研究業務を委嘱することにより学生の授業等に支障をきたすことがないこと、他の学生との受給額のバランス等を総合的かつ慎重に判断した上で、複数のR Aを委嘱することも可能と考える。なお、この場合の個人番号の取扱いについては、同一番号での管理が望ましいので留意していただきたい。

Q10. 委嘱したR Aの研究業務の一環として出張させることは可能か？

A10. R Aに委嘱した研究業務は、もともと研究委嘱の財源となる研究プロジェクトの研究に有用なものとして採択しているため、その直接経費において旅費を支出することに特に問題は無いと考えるが、指導教員が同行しての出張が原則であることは変わらない。（学生単独の出張する場合は理由書の添付が必要。）

Q11. R Aの報酬が月額単価となることにより、税法上の取り扱いはどのようになるのか？

また、健康保険や授業料免除には影響はないか？

A11. 税法上は、給与所得として課税されるので、毎月所得税を源泉徴収した上で支給し、12月に年末調整を行う。また、所得税のほかに住民税も課税されるので、所定の手続きを踏むよう考えている。

Q12. 今回のR A制度において、労働者性の観点から留意すべきことは何か？

A12. 委嘱する研究業務について、時間的な拘束をしたり、指揮命令下に置き、研究業務を遂行する手段等を限定したりすることで、裁量性を失わせるような実態がないように配慮することが必要である。

Q13. 外国人留学生においては、在留資格が「留学」となっており、資格外活動許可を受けることにより週28時間以内の報酬を受ける活動が可能になるが、入管への申請の際に問題はないのか？

A13. 入管は、あくまで就労する時間数を基準に許可を判断しているので、時間給による支給の場合は報酬額によっては、制限を超えて不許可と判断されてしまうが、月額単価により支給される新R A制度の場合は、研究業務そのものによる対価であり、労働者性を示す性質のものではないので、資格外活動許可の申請手続きには問題ないと考えている。

Q14. 従来のR Aのカテゴリーに含まれていた、産学連携アシスタント、研究拠点形成アシスタント等はどうなるのか？

A14. 今後は、研究委嘱を認めていない外部資金によるもの以外は、すべて今回のR A制度に統一して運用することとする。